

# 訪問看護料金表【介護保険をご利用の方】

なな一る訪問看護ステーション

訪問看護の利用料やサービス内容を示す略称は、介護保険法で定められています。  
 利用料は単位で決められており、1単位の料金は地域の等級によって異なります。箕面市・池田市・豊中市は、4等級地域であり、1単位＝10.84円で計算します。  
 自己負担額は、基本的に1割負担ですが、一定以上所得者の場合は2割負担となります。また、契約や病状によって加算がつきます。

保険単位と基本利用料					
サービス内容	略称	単位数	1割負担額	2割負担額	報酬料
20分未満の看護ケア	訪問看護 I 1	310	¥336	¥672	¥3,360
30分未満の看護ケア	訪問看護 I 2	463	¥502	¥1,004	¥5,019
30分以上60分未満の看護ケア	訪問看護 I 3	814	¥882	¥1,765	¥8,824
60分以上90分未満の看護ケア	訪問看護 I 4	1117	¥1,211	¥2,422	¥12,108

契約や病状による加算						
適応	サービス内容	略称	単位数	1割負担額	2割負担額	報酬料
	24時間の電話相談と緊急時の訪問(月額)	緊急時訪問看護加算	540	¥585	¥1,171	¥5,854
	人工呼吸装着など重度の状態の方(※1)(月額)	特別管理加算(Ⅰ)	500	¥542	¥1,084	¥5,420
	医療処置が必要な方(※2)(月額)	特別管理加算(Ⅱ)	250	¥271	¥542	¥2,710
	介護職への医療指導を含めた強固な連携(月額)	訪問看護・介護連携強化加算	250	¥271	¥542	¥2,710
	時間外(18時～22時・6時～8時)の訪問	夜間・早朝訪問看護加算		基本料金の25%追加請求		
	深夜(22時～6時)の訪問	深夜訪問看護加算		基本料金の50%追加請求		
	90分を超える看護ケア	長時間訪問看護加算	300	¥325	¥650	¥3,252
	複数名の看護師が訪問(30分未満)	複数名訪問看護加算(30分未満)	234	¥254	¥507	¥2,537
	複数名の看護師で看護ケア(30分以上)	複数名訪問看護加算(30分以上)	402	¥436	¥872	¥4,358
	看取りの時期に必要な看護ケア(終了月のみ)	ターミナルケア加算	2000	¥2,168	¥4,336	¥21,680
	訪問看護導入時期に必要な看護ケア(契約月のみ)	初回加算	300	¥325	¥650	¥3,252
	訪問看護導入に際して必要なご支援(契約月のみ)	退院時共同指導加算	600	¥650	¥1,301	¥6,504

- ※1 特別管理加算(Ⅰ)の対象
- ・悪性腫瘍患者・気管切開患者で、医師より指導管理を受けている状態にある方／気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※2 特別管理加算(Ⅱ)の対象
- ・自己腹膜かん流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法・自己導尿・持続陽圧呼吸法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者で、医師より指導管理を受けている状態にある方
  - ・人工肛門・人工膀胱を設置している状態にある方
  - ・重度の(真皮を越える)褥瘡がある方
  - ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある方

自費によるお支払い		
お亡くなりになった後の看護	エンゼルケア	10,000円
支給限度額を超えた看護	自費サービス	介護報酬と同様の料金

補足

ステーションの体制による加算						
適応	サービス内容	略称	単位数	1割負担額	2割負担額	報酬料
×	当ステーションでは加算しません	サービス提供体制強化加算(回)	6	¥7	¥13	¥65
×	当ステーションでは加算しません	サービス提供体制強化加算(月)	50	¥54	¥108	¥542
×	当ステーションでは加算しません	看護体制の強化加算(月)	300	¥325	¥650	¥3,252